

審 第 7 4 2 号
答 申 第 4 8 1 号
平成 2 9 年 7 月 1 9 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 7 年 8 月 2 5 日付け医第 1 0 1 5 号による下記の諮問について、別紙
のとおり答申します。

記

諮問第 5 8 1 号

平成 2 7 年 7 月 3 0 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 7 年 6 月 4
日付け医第 4 9 1 号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決
定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

平成27年5月11日付けで異議申立人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「骨折した利用者を家族連絡なしに病院搬送
故意（可能）の場合にはどのように対応するのか
カルテの疑問と病院側の証明書提出についても」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る文書を保有していなかった。

4 実施機関による決定

平成27年6月4日付け医第491号で行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成27年7月30日付けで異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立てに係る処分は次のとおり違法である。
情報提供してきました。

個々の医療行為には情報ないと、入院手術後、電気毛布使用トラブル発生、医療紛争センターにと指導があった。

カルテ開示理由 安心、安全な社会の協力をしたかった。

- (1) 骨折事故発生（救急車の指令がない）、施設の職員で搬送。
何時に利用者が指定病院に搬送されたかだ、証明書で確認できる。
証明書の件でも課は病院側に連絡した、（救急病院には国の補助金が出る）弁護士を通して、疑問を問い合わせするが回答がなかった。
- (2) 医療整備課は、自治体・他部署・警察等と連携をして対応して欲しい。

3 意見書の要旨

異議申立人は、意見書において、特定の骨折事故について実施機関に調査すること及び実施機関が他の機関と連携することを求めており、また、本件請求の理由、当該事故の具体的内容及び苦情並びに介護保険及び介護制度に対する意見等を述べている。さらに、当該事故に関する書類が添付されている。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件請求に係る対象行政文書の特定について

- (1) 異議申立人は、平成26年7月以降、母親が特別養護老人施設で故意に骨折させられたと考えており、当該施設の職員が母親を病院に搬送した際に、当該病院がこれを犯罪性のない骨折と判断して治療したことなどの経過について証明書を発行するよう、実施機関に指導してほしいという趣旨の相談を行っていた。

当該相談に対して、実施機関は、証明書を発行するか否かは当該病院の判断による旨を回答し、当該病院に対して異議申立人の相談内容を情報提供した。

- (2) 本件請求の記載及び上記(1)の経緯を踏まえ、本件請求において異議申立人が開示を求める行政文書の内容について検討した結果、「介護施設で故意に骨折させられた利用者を、家族への連絡なしに医療機関に搬送した場合に、医療機関はどのように対応するのか。あるいは、医療機関のカルテの内容への疑問及び医療機関による証明書の提出について、医療機関はどのように対応するのか」について、内容がわかる行政文書と解した。

2 本件決定の理由について

(1) 実施機関の対応について

実施機関は、医療法（昭和23年法律第205号）及び医師法（昭和23年法律第201号）について所管するところ、上記1(1)のとおり、異議申立人の相談内容について、当該病院に情報提供はしているが、異議申立人の求めるような証明書を具ないし異議申立人に

提出するように働きかけていたものではなく、当該証明書は、実施機関には存在しない。

(2) 法律上の権限について

ア 実施機関は、上記(1)のとおり医療法及び医師法を所管しているが、医療法においては、医師が医療機関において行う個々の医療行為について知事の関与を規定していない。

また、医療法では、その目的を達成するため、知事に対し、医療機関からの報告徴収や立入検査その他各種命令等の監督権限を付与する規定を設けて同法の実効性を確保しているが、このような権限の行使は、医療法に規定された施設や人員基準等を医療機関に遵守させるために知事に与えられたものであって、医療機関（医師）が行う個々の医療行為の実施方法について、知事が監督権限を有するものではない。

そして、医師法においては、医師免許、医師免許試験及び医師の業務等について定めているが、医師の個々の医療行為の監督等については何ら定められていない。

イ 上記アのとおり、知事と医療機関（医師）の法的関係からすれば、知事が、医療機関において医師が行う個々の医療行為の方法及び内容あるいは証明書類の発行について指導監督する権限はなく、また、医療機関の側から、これらについて、知事の指示を仰いだり、届出を行うということもない。

したがって、医療機関の個々の医療行為の実施方法に関する行政文書は存在しない。

ウ 同様にカルテの記載内容は、医師が診察した患者の病状や医療行為等の記録であり、実施機関においては患者のカルテを収集しておらず、また、医療機関の発行したカルテの疑問に対する医療機関の対応に関する行政文書も存在しない。

エ 異議申立人は、病院側の証明書について言及しているが、これを診断書等の証明書と解した場合、これらは、医療機関において医師が発行するものであり、個々の医師の医学的な知見に基づき証明するものであり、実施機関はこれらの内容（記載方法）について、医療機関や医師を指導監督する権限はないことから、診断書等の証明書に関する行政文書も存在しない。

(3) 上記(1)及び(2)を踏まえ、実施機関は行政文書不存在の本件決定を行ったものである。

3 異議申立ての理由について

異議申立人が記載する異議申立ての理由の内容からは、本件決定が違法又は不当である理由、すなわち、本件請求において異議申立人が求めた行政文書が実施機関に存在することを示す理由が具体的に述べられているものとは言えないと思料する。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件異議申立てについて

異議申立人は、異議申立書及び意見書において、本件請求に係る行政文書が存在する旨主張するので、以下本件請求に係る文書の有無について検討する。

2 本件決定について

実施機関は、本件請求の内容を上記第4の1(2)のとおりと解した上で、実施機関の所掌事務上、個々の医療行為の実施方法に関する文書は保有していないことから本件決定を行ったとのことである。

当審査会が事務局職員をして調査させたところ、実施機関は、医療法に規定される医療機関の施設及び管理の基準等についての監督権限は有しているが、医療機関の個々の医療行為の実施方法に関する業務は所管していないことが確認された。

したがって、実施機関が個別具体的な医療機関の対応に関する文書を保有していないという実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

もっとも、本件請求の内容を上記第4の1(2)のとおりと捉えるのであれば、医療機関における、患者が医療機関に搬送されてから医療行為が行われるまでの対応方法に関する文書の存在も想定される。

そこで、当審査会が実施機関に説明を求めたところ、実施機関は、上記の対応について指導・助言等は行っておらず、また、マニュアル及び通知等も存在しないとのことであった。

この点、当審査会は実施機関に対し本件請求に係る文書の探索を求めたが、その存在を認めることはできなかった。

よって、マニュアル及び通知等を保有していないという実施機関の説明は首肯できるものである。

3 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、特定の骨折事故に関する苦情等を種々述べているが、当審査会は行政文書開示請求に対する開示決定等に関する不服について調査審議する機関であることから、それらの主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関の本件決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年8月25日	諮問書の受理
平成27年10月2日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年10月20日	異議申立人の意見書の受理
平成27年11月24日	異議申立人の意見書の受理
平成28年11月29日	異議申立人の意見書の受理
平成29年2月22日	審議
平成29年3月8日	異議申立人の意見書の受理
平成29年3月22日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日 名 子 暁	弁護士	

(五十音順)